

エネルギー基本計画

平成30年7月

目次

はじめに	2
第1章 構造的課題と情勢変化、政策の時間軸	
第1節 我が国が抱える構造的課題	4
1. 資源の海外依存による脆弱性	
2. 中長期的な需要構造の変化（人口減少等）	
3. 資源価格の不安定化（新興国の需要拡大等）	
4. 世界の温室効果ガス排出量の増大等	
第2節 エネルギーをめぐる情勢変化	7
1. 脱炭素化に向けた技術間競争の始まり	
2. 技術の変化が増幅する地政学的リスク	
3. 国家間・企業間の競争の本格化	
第3節 2030年エネルギーミックスの実現と2050年シナリオとの関係	10
第2章 2030年に向けた基本的な方針と政策対応	
第1節 基本的な方針	12
1. エネルギー政策の基本的視点（3E+S）の確認	
2. “多層化・多様化した柔軟なエネルギー需給構造”の構築と政策の方向	
3. 一次エネルギー構造における各エネルギー源の位置付けと政策の基本的な方向	
4. 二次エネルギー構造の在り方	
第2節 2030年に向けた政策対応	26
1. 資源確保の推進	
2. 徹底した省エネルギー社会の実現	
3. 再生可能エネルギーの主力電源化に向けた取組	
4. 原子力政策の再構築	
5. 化石燃料の効率的・安定的な利用	
6. 水素社会実現に向けた取組の抜本強化	
7. エネルギーシステム改革の推進	
8. 国内エネルギー供給網の強靱化	
9. 二次エネルギー構造の改善	
10. エネルギー産業政策の展開	
11. 国際協力の展開	
第3節 技術開発の推進	87
1. エネルギー関係技術開発の計画・ロードマップ	
2. 取り組むべき技術課題	
第4節 国民各層とのコミュニケーション充実	90
1. エネルギーに関する国民各層の理解の増進	
2. 双方向的なコミュニケーションの充実	
第3章 2050年に向けたエネルギー転換・脱炭素化への挑戦	
第1節 野心的な複線シナリオ～あらゆる選択肢の可能性を追求～	93
第2節 2050年シナリオの設計	96
1. 「より高度な3E+S」	
2. 科学的レビューメカニズム	
3. 脱炭素化エネルギーシステム間のコスト・リスク検証とダイナミズム	
第3節 各選択肢が直面する課題、対応の重点	99
第4節 シナリオ実現に向けた総力戦	102
おわりに	105

また、国内石油産業の収益力向上にあたっては、国内需要が縮小していく中で不要又は余剰となる土地や設備などの資産について、新たな付加価値を生み出すための活用方法などについて検討を進めることも必要である。

②LPガス産業の収益力向上

LPガスの国内需要は、1996年度をピークに漸減傾向にあるが、日本企業が扱う海上輸送量は世界全体の約25%を占め世界最大である。さらに取扱量を増やし購買力の強化を図るため、産出国と消費国の関係者が一堂に会する世界最大規模のセミナーを毎年開催し、日本企業のプレゼンスを高めるとともに、カナダや豪州など調達先国を多角化することにより、我が国のエネルギーセキュリティの向上に取り組むことが必要である。

また、成長著しいアジア地域の需要に対応するため、我が国のLPガス事業者や、LPガス機器製造業の国際展開を推進するために専門家派遣や招聘研修等の国際協力を実施する。

③石油・LPガスの最終供給体制の確保

消費者に対して石油製品の供給を行う下流部門では、石油製品の需要の減少が収益を圧迫する最大の要因の一つとなっている。自動車を始めとした燃料効率の大幅な改善の動きは、ガソリンを始めとする石油製品の需要減少に拍車をかける構造となっており、この結果、石油販売事業者などの経営環境は概して厳しい。

このような状況の中、近隣にサービスステーション（SS）がなくなり、自家用車や農業機械への給油や移動手段を持たない高齢者への灯油配送などに支障を来す、いわゆる「SS過疎地問題」が全国的な課題となっている。地域に必要な燃料アクセスを確保するためには、地元自治体のリーダーシップの下、事業者や地域住民などの関係者が連携し、地域の実情に応じた石油製品流通網の維持策を検討する必要がある。また、地理的に不利な条件にある離島における石油製品の供給体制についても地域の課題として取り組む。

一方、石油製品の最終供給を担う事業者には、危機発生時においても一定の供給機能を果たせるようにするための高い安全性・耐久性を持った設備を確保するための持続的な投資を求められることとなる。

このため、平時・緊急時を問わずに安定供給のための中核機能を将来にわたって担っていく意識と高い意欲のあるSSに対する設備投資支援などを行うことが必要である。また、既にSSやLPガス事業者において、灯油の配送やLPガス販売などに加え、自動車関連の各種サービスの提供やEVの充電スタンドの整備、過疎地における日用品店・郵便局の併設などの取組が行われているが、事業者には、消費者との直接的なつながりを有する強みを活かした事業の多様化を進め、「地域コミュニティのインフラ」としての機能を地域の実情を踏まえ、更に強化していくことが求められる。こうした取組を後押しすべく、AI・IoT等

の新たな技術を活用し、人手不足を克服すると同時に、安全かつ効率的な事業運営や新たなサービスの創出を可能とするため、安全確保を前提としつつ、関連規制の在り方を検討する。

L Pガスについては、低炭素化の観点からも、熱電供給により高い省エネルギーを実現する家庭用の定置用燃料電池（エネファーム）等のL Pガスコージェネレーション、ガスヒートポンプ（GHP）等の利用拡大、電気・都市ガス事業、水素燃料供給事業への進出や、アジアへのL Pガスの安全機器の輸出などに取り組むことが求められる。また、過疎化の進行に伴い生じる遠隔地への配送や少子高齢化に伴う人手不足に対応するため、共同配送・共同保安の実現による事業効率化、集中監視システムの導入による「認定販売事業者制度」の取得の促進、バルク供給の促進等に向けた方策の検討等を進める。さらに、現在でもタクシーなどの自動車はL Pガスを主燃料としており、将来的にはクリーンな船舶用燃料として、運輸部門における燃料の多様化を担うことも期待される。

④公正かつ透明な石油製品取引構造の確立

石油製品は品質の差別化が難しいため、競争は価格面に集中する傾向にある。このため、卸価格の格差はS Sの競争基盤に大きな影響を及ぼすことになるが、卸価格の価格差や決定方法の不透明性、競争上不利な取引条件が課されているおそれのあるS S事業者の存在等が指摘されていたところである。

こうした中、石油製品の需要減、元売の経営統合等の環境変化の中でも、石油サプライチェーンを維持・強化し、効率的・安定的な石油製品の供給を確保していくべく、公正で透明な取引環境の構築を目的として、2017年3月に「ガソリン適正取引慣行ガイドライン」を策定した。今後も本ガイドラインの浸透を通じ、取引慣行の適正化を図るとともに、その進捗状況等を踏まえて、ガイドラインの不断の見直しを行っていく必要がある。

なお、一般的に取引上優越した立場にある元売が、取引条件を一方的に決定するなどにより、正常な商慣習に照らして不当に、S S事業者に不利益を与えるなど独占禁止法に違反する疑いのある事案に接した場合には、公正取引委員会と連携し、厳正な対処が必要である。